

除染関係ガイドライン（森林部分）の見直しについて

1. 見直しの背景等

森林における今後の方向性については、昨年9月に取りまとめられた「今後の森林除染の在り方に関する当面の整理について」を踏まえ、本年8月27日に開催された第9回環境回復検討会において議論し、9月10日の「除染の進捗状況についての総点検」において示したところ。

今般、この方向性を踏まえ、森林における新たな知見や除染手法等、技術的な事項について除染関係ガイドラインに反映することとした。

本ガイドラインの修正に当たっては、専門家等の意見を踏まえて修正案を作成した上で、関係自治体等に対し意見照会を実施し、それらの意見も踏まえて検討を行った。

2. 見直しのポイント

(1) 森林内の放射性物質の動態に係る知見の追加

- ・森林内の放射性物質が林床へ移行していること
- ・森林外への放射性物質の流出は少ないこと 等

(2) 効果的な除染手法に係る知見の追加

- ・堆積有機物の除去については林縁から5～10mが効果的
- ・堆積有機物の除去により除染の効果が得られない場合は、堆積有機物残さの除去を林縁から5mをめやすに実施することが効果的
- ・効果的な個別対応を例外的に20mよりも広げて実施することが可能※

※ 現在、20m以遠の堆積有機物除去を行うモデル事業を数箇所において実施しており、今後、調査結果を踏まえ20m以遠の除染が効果的な場合の具体的な考え方を整理する予定。

3. その他

- ・エリアBのほだ場の除染については、除染関係Q&Aを改訂し、除染対象となるほだ場を明確化するとともに、除染手法について記載した（平成25年10月18日）。
- ・エリアCにおける森林から生活圏への放射性物質の流出・拡散の実態把握調査及び流出・拡散防止に向けた試行事業については、来年度実施に向け、事業内容を検討。